

議案第23号

守口市手数料条例及び守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

守口市手数料条例及び守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成29年2月21日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市手数料条例及び守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(守口市手数料条例の一部改正)

第1条 守口市手数料条例（平成12年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第9条まで 略</p> <p>別表第1から別表第3まで 略</p> <p>別表第4（第2条関係） 略 略</p> <p>(1) 法第53条第1項の規定による認定の申請及び法第55条第1項の変更の認定の申請（<u>認定に係る評価手法の変更に係るものに限る。</u>）をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額</p>	<p>第1条から第9条まで 略</p> <p>別表第1から別表第3まで 略</p> <p>別表第4（第2条関係） 略 略</p> <p>(1) 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請（<u>変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画（法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この別表において同じ。）の評価方法（低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画（法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この別表において同じ。）が法第54条第1項各号に掲げる基準（以下この別表において「技術的基準」という。）</u>）</p>

に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この別表において同じ。)が当該低炭素建築物新築等計画の直近の法第53条第1項の認定若しくは法第55条第1項の変更の認定(以下この別表において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	認定の申請をしようとする建築物の種別	認定に係る評価手法 認定の申請に係る部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が法第54条第1項各号に掲げる基準(以下この号及び第4号において「技術的基	

項	区分		金額
	認定等申請に係る建築物	認定等に係る評価方法 床面積の合計	
1	非住宅建築物(住宅(人の居住の用に供する建築物(共用部分を含む。)以下	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	

	準」という。)に適合すると認められたもの	
	略	
2	略	
3	共同住宅等	略
4	複合建築物(住宅以外の用途に供する部分及び住	住宅以外

	この別表において同じ。)以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この別表において同じ。)	
	略	
2	略	
3	共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この別表において同じ。)	
4	複合建築物(住宅以外の用途に供する部分及び住	住宅以外

宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この別表において同じ。)	の用途に
	供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして認定等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3

の項の共
同住宅等
とみなし
て認定等
に係る評
価方法の
欄及び床
面積の合
計の欄に
掲げる区
分に応じ
それぞれ
右欄に定
める金額
を加算し
た額

備考

- 1 「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、法第55条第1項の変更の認定（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得

備考

- 1 「非住宅建築物」とは、人の居住の用のみに供する建築物（共用部分を含む。）（以下この表において「住宅」という。）以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この表において同じ。

2 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。

3 略

(1) 非住宅建築物又は住宅の部分及び非住宅建築物の部分を有する建築物（以下この表において「複合建築物」という。）に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関（住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この表において同じ。）（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関に限る。）又は登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。以下この表において同じ。）

(2) 住宅又は複合建築物の住宅の部分に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関

た面積を加えた面積とする。

2 略

(1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。）

(2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関（住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この表において同じ。）

(3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

4 略

5 略

6 認定の申請をしようとする建築物が複合建築物の場合の手数料は、この表の第1項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に、同表第2項又は第3項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算するものとする。この場合において、同表中「非住宅建築物」とあるのは「複合建築物の非住宅建築物の部分」と、「一戸建ての住宅」とあるのは「複合建築物の一戸建ての住宅の部分」と、「共同住宅等」とあるのは「複合建築物の共同住宅等の部分」と読み替えるものとする。

(2) 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をしようとする者前号の金額（法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出（認定に係る評価手法の変更に係るものを除く。）については、第4号の金額）のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

略

3 略

4 略

(2) 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をしようとする者前号の金額（法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出（申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）については、第4号の金額）のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

略

備考

1 及び 2 略

(3) 略

(4) 法第 55 条第 1 項の変更の認定の申請をしようとする者 次の表 (認定に係る評価手法の変更に係る場合は、第 1 号の表) の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	認定の申請をしようとする建築物の種別	認定に係る評価手法 認定の申請に係る部分の床面積の合計	
1 から 3 まで 略			

備考

1 及び 2 略

3 前号の表の備考 4 の規定は、この表についても適用する。

(3) 略

(4) 法第 55 条第 1 項の変更の認定の申請 (変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	変更の認定に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	
1 から 3 まで 略				
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を 1 の

項の非住宅建築物とみなして変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸

建ての住
宅又は3
の項の共
同住宅等
とみなし
て変更の
認定に係
る評価方
法の欄及
び変更の
認定の申
請に係る
建築物の
部分の床
面積の合
計の欄に
掲げる区
分に応じ
それぞれ
右欄に定
める金額
を加算し
た額

備考 第1号の表の備考の規定は、この表についても適用する。

備考 第1号の表の備考2から備考4までの規定は、この表についても適用する。

(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更（法第55条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この別表において同じ。）に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。）を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分	金額
	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更し、更に該当すると認められたもの	5,000平方メートル未満のもの 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
		91,600円 144,900円 182,900円

			もの	
			25,000 平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	228,600 円
			もの	
			50,000 平方メートル以上のもの	319,900 円
2	その他	モデル建	5,000 平方メートル未満のもの	271,200 円
	のもの	物法によるもの	もの	
			5,000 平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	353,400 円
			もの	
			10,000 平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	424,200 円
			もの	
			25,000 平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	497,300 円
			もの	
			50,000 平方メートル以上のもの	643,400 円
			その他のもの	600,000 円
			もの	
			5,000 平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	738,500 円

	もの	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	872,400円
	もの	
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	994,900円
	もの	
	50,000平方メートル以上のもの	1,240,000円

備考 第1号の表の備考2から備考4までの規定は、この表についても適用する。

(6) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。）を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分	金額
	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計

	法		
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認められたもの	5,000平方メートル未満のもの	46,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円
		50,000平方メートル以上のもの	160,600円
2	その他モデル建物のもの	5,000平方メートル未満のもの	136,200円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	177,300円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	212,700円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	249,200円
		50,000平方メートル以上のもの	322,300円
	その他	5,000平方メートル未満のもの	300,600円
	のもの	の	

5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	369,800 円
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	436,800 円
25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	498,100 円
50,000 平方メートル以上のもの	620,600 円

備考 第1号の表の備考2から備考4までの規定は、この表についても適用する。

(5) 略

別表第5 (第2条関係)

建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物のエネルギー消費性能の認定に係る手数料

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この別表において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める金額の手数料を徴収する。

(7) 略

別表第5 (第2条関係)

建築物エネルギー消費性能適合性判定並びに建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物のエネルギー消費性能の認定に係る手数料

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この別表において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める金額の手数料を徴収する。

(1) 法第12条第1項若しくは第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以

下この別表において「判定」という。）又は第12条第2項若しくは第13条第3項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定（以下この別表において「変更の判定」という。）（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この別表において同じ。）に係る建築物の評価方法（建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この別表において「消費性能基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号及び次号において同じ。）が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の法第12条第1項若しくは第13条第2項の判定若しくは変更の判定（以下この別表において「判定等」という。）に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。）を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	判定等に係る建築物の評価方法	床面積の合計	
1	モデル建物法に	2,000平方メートル未満のも	166,200円

	よるもの	の	
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	269,000 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	351,100 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	421,900 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	495,000 円
		50,000 平方メートル以上のもの	641,100 円
	2. その他のもの	2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	597,700 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	736,200 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	870,100 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	992,600 円

	0,000平方メートル未満のもの	
	の	
	50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円

備考

- 1 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。
 - 2 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この別表において「省令」という。）第1条第1項第1号ロの基準に適合することを確認することをいう。
 - 3 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。
- (2) 変更の判定（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でない場合及び判定

等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)を受けようとする者又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条に規定する書面の交付を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分	金額
	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	モデル建物法によるもの	
	5,000平方メートル未満のもの	135,100円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	176,200円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	211,600円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	248,100円
	50,000平方メートル以上のもの	321,100円

(1) 法第29条第1項の規定による認定の申請及び法第31条第1項の変更の認定の申請（認定に係る評価方法の変更に係るものに限る。）をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

		もの	
2	その他のもの	5,000平方メートル未満のもの	299,500円
		の	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	368,700円
		の	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	435,700円
		の	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	496,900円
		の	
		50,000平方メートル以上のもの	619,500円

備考 前号の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。

(3) 法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画（法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この別表において同じ。）の評価方法（建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以

下この別表において同じ。)が法第30条第1項各号に掲げる基準(以下この別表において「性能向上基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号から第8号までにおいて同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第29条第1項の認定若しくは法第31条第1項の変更の認定(以下この別表において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	認定の申請をしようとする建築物の種別	認定に係る評価手法	認定の申請に係る部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が法第30条第1項各号に掲げる基準(以下この号及び第4号において「性能向上基準」という。)に適合する	略	

項	区分			金額
	認定等に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計	
1	非住宅建築物(住宅(人の居住の用に供する建築物(共用部分を含む。))以下この別表において同じ。)以	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	略	

	と認めたもの		外の用途のみ に供する建築 物をいう。以 下この別表に おいて同じ。)略	
2	略		2 略	
3	共同住宅等略		3 共同住宅等略 (共同住宅、 長屋その他の 一戸建ての住 宅以外の住宅 をいう。以下 この別表にお いて同じ。)	
4			4 複合建築物(住宅以外の用途に供する部分及び住 宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以 下この別表において同じ。)	住宅以外 の用途に 供する部 分を1の 項の非住 宅建築物 とみなし て認定等 に係る評 価方法の

欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして認定等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に

掲げる区
分に応じ
それぞれ
右欄に定
める金額
を加算し
た額

備考

1 「非住宅建築物」とは、人の居住の用のみに供する建築物（共用部分を含む。）（以下この表において「住宅」という。）以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この表において同じ。

2 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。

3 略

(1) 非住宅建築物又は住宅の部分及び非住宅建築物の部分^を有する建築物（以下この表において「複合建築物」という。）に係る認定の場合 登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化等に関する

備考

1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る部分の床面積の合計をいう。ただし、法第31条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2 略

(1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。）

る法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。以下この表において同じ。)

(2) 住宅又は複合建築物の住宅の部分に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関（住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）又は登録建築物調査機関

4 「モデル建物法によるもの」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号（以下この号、第4号及び第5号において「省令」という。))第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価したものをいう。

5 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。

6 認定の申請をしようとする建築物が複合建築物の場合の手数料は、この表の第1項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に、同表第2項又は第3項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算するものとする。この場合において、同表中「非住宅建築物」とあるのは「複合建築物の非住宅建築物の部分」と、「一戸建ての住宅」

(2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関（住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この表において同じ。)

(3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

3 「モデル建物法」とは、省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することを確認することをいう。

4 第1号の表の備考3の規定は、この表についても適用する。

とあるのは「複合建築物の一戸建ての住宅の部分」と、「共同住宅等」とあるのは「複合建築物の共同住宅等の部分」と読み替えるものとする。

(2) 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をしようとする者前号の金額（法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出（認定に係る評価手法の変更に係るものを除く。）については、第4号の金額）のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

略

備考

1及び2 略

(3) 略

略

備考 略

(4) 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をしようとする者前号の金額（法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出（申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）については、第6号の金額）のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

略

備考

1及び2 略

3 第1号の表の備考3の規定は、この表についても適用する。

(5) 略

略

備考 略

(4) 法第31条第1項の変更の認定の申請をしようとする者 次の表(認定に係る評価手法の変更に係る場合は、第1号の表)の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	認定の申請をしようとする建築物の種類	認定に係る評価手法 認定の申請に係る部分の床面積の合計	
1から3まで 略			

(6) 法第31条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	変更の認定に係る建築物	変更の認定に係る評価方法 変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	
1から3まで 略			
4	複合建築物		住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして変更の

認定に係
る評価方
法の欄及
び変更の
認定の申
請に係る
建築物の
部分の床
面積の合
計の欄に
掲げる区
分に応じ
それぞれ
右欄に定
める金額
に、住宅
の用途に
供する部
分を2の
項の一戸
建ての住
宅又は3
の項の共
同住宅等

とみなし
て変更の
認定に係
る評価方
法の欄及
び変更の
認定の申
請に係る
建築物の
部分の床
面積の合
計の欄に
掲げる区
分に応じ
それぞれ
右欄に定
める金額
を加算し
た額

備考 第1号の表の備考の規定は、この表についても適用する。

備考 第1号の表の備考3並びに第3号の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付（当該書面の交付

に係る軽微な変更（法第31条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この別表において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。）を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更更に該当すると認められたもの	5,000平方メートル未満のもの	91,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円
		50,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のもの	
	100,000平方メートル以上200,000平方メートル未満のもの		

			もの	
			50,000 平方メートル以上	319,900 円
			もの	
2	その他	モデル建	5,000 平方メートル未満の	269,000 円
	もの	物法によ	もの	
		るもの	5,000 平方メートル以上1	351,100 円
			0,000 平方メートル未満の	
			もの	
			10,000 平方メートル以上2	421,900 円
			5,000 平方メートル未満の	
			もの	
			25,000 平方メートル以上5	495,000 円
			0,000 平方メートル未満の	
			もの	
			50,000 平方メートル以上	641,100 円
			もの	
		その他の	5,000 平方メートル未満の	597,700 円
		もの	もの	
			5,000 平方メートル以上1	736,200 円
			0,000 平方メートル未満の	
			もの	
			10,000 平方メートル以上2	870,100 円
			5,000 平方メートル未満の	

	もの	
	25,000 平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	992,600 円
	もの	
	50,000 平方メートル以上のもの	1,237,700 円

備考 第1号の表の備考3並びに第3号の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。

(8) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分	金額
	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微	5,000 平方メートル未満のもの 46,400 円

	な変更該当す ると認めたもの	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	73,100 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	92,100 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	114,900 円
		50,000 平方メートル以上のもの	160,600 円
2	その他 のもの	モデル 建物法 による もの	5,000 平方メートル未満のもの
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	176,200 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	211,600 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	248,100 円
		50,000 平方メートル以上のもの	321,100 円
	その他 のもの	その他 のもの	5,000 平方メートル未満のもの
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	368,700 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	435,700 円

000 平方メートル未満のもの	
25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	496,900 円
50,000 平方メートル以上のもの	619,500 円

備考 第1号の表の備考3並びに第3号の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。

(5) 略

項	区分		金額
	認定の申請をしよ うとする 建築物の 種別	認定に係る評価手法	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この号において「消費性能基準」という。）に適合すると認められたもの 略	略

(9) 略

項	区分		金額
	認定の申請をしよ うとする 建築物	認定に係る評価方法	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は適合判定通知書等により消費性能基準に適合することが確認できるもの 略	略

2 及び 3 略

2 及び 3 略

4 複合建築物

住宅以外
の用途に
供する部
分を 1 の
項の非住
宅建築物
とみなし
て認定に
係る評価
方法の欄
及び認定
の申請に
係る部分
の床面積
の合計の
欄に掲げ
る区分に
応じそれ
ぞれ右欄
に定める
金額に、
住宅の用
途に供す

備考

備考

る部分を
2の項の
一戸建て
の住宅又
は3の項
の共同住
宅等とみ
なして認
定に係る
評価方法
の欄及び
認定の申
請に係る
部分の床
面積の合
計の欄に
掲げる区
分に応じ
それぞれ
右欄に定
める金額
を加算し
た額

- 1 第1号の備考1から3まで、5及び6の規定は、この表についても適用する。
- 2 「モデル建物法によるもの」とは、省令第1条第1項第1号ロに定める基準により評価したものをいう。
- 3 「仕様基準によるもの」とは、認定の申請をしようとする建築物のうち住宅部分全てを、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)により評価したものをいう。

4 略

- 1 第1号の表の備考2及び備考3並びに第3号の表の備考2の規定は、この表についても適用する。
- 2 「認定に係る評価方法」とは、認定の申請をしようとする建築物が消費性能基準に適合するかどうかの評価の方法をいう。
- 3 「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証(以下この別表において「検査済証」という。)

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面及び検査済証

(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の通知及び検査済証

4 略

5 「仕様基準」とは、住宅部分の外壁、窓等を通して

<p>(6) 略</p> <p>以下 略</p>	<p><u>の熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）に規定する基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認することをいう。</u></p> <p>(10) 略</p> <p>以下 略</p>
--------------------------	---

(守口市建築基準法施行条例の一部改正)

第2条 守口市建築基準法施行条例（平成12年守口市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第4条の2まで 略</p> <p>(確認、検査等の手数料)</p> <p>第5条 略</p> <p>2から7まで 略</p>	<p>第1条から第4条の2まで 略</p> <p>(確認、検査等の手数料)</p> <p>第5条 略</p> <p>2から7まで 略</p> <p><u>8 法第7条第1項の規定による完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第11条第1項に規定する特定建築</u></p>

行為である場合に限る。)又は法第18条第16項の規定による通知(当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。)をしようとする者は、第3項及び第6項の金額のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。

項	床面積の合計	金額
1	2,000平方メートル未満のもの	112,800円
2	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	181,300円
3	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	235,400円
4	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	282,500円
5	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	331,500円
6	50,000平方メートル以上のもの	428,100円

備考 「床面積の合計」とは、建築物省エネルギー法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合

8 略

9 略

以下 略

に限る。)において、都市の低炭素化の促進に関する法律
(平成24年法律第84号)第55条第1項又は建築物省エ
ネルギー法第31条第1項の変更の認定を受け、かつ、当
該認定を同法第12条第3項の通知書の交付を受けたも
のとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合
計に、当該増築する部分以外の部分の床面積の合計に2
分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。

9 略

10 略

以下 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の守口市手数料条例（以下「旧条例」という。）別表第4第1号の表の備考3又は別表第5第1号の表の備考3に規定する登録住宅性能評価機関等が旧条例別表第4第1号の表1の項に規定する技術的基準又は旧条例別表第5第1号の表1の項に規定する性能向上基準若しくは同表第5号の表1の項に規定する消費性能基準に適合すると認めた都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画若しくは同法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画若しくは同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画若しくは建築物は、それぞれ改正後の守口市手数料条例（以下「新条例」という。）別表第4第1号の表の備考2又は別表第5第3号の表の備考2に規定する登録住宅性能評価機関等が新条例別表第4第1号に規定する技術的基準又は新条例別表第5第3号に規定する性能向上基準若しくは同表第1号に規定する消費性能基準に適

合すると認めたものとみなして、新条例別表第4第1号若しくは第4号又は別表第5第3号、第6号若しくは第9号の表を適用する。